

研究種目：基盤研究（C）
研究期間：2007～2009
課題番号：19530522

研究課題名（和文）
高齢化する福祉社会におけるホームヘルパーが抱えるジェンダー課題

研究課題名（英文）
The gender issue of care workers under glowing elderly society

研究代表者
杉本 貴代栄（SUGIMOTO KIYOE）
金城学院大学・現代文化学部・教授
研究者番号：20206428

研究成果の概要（和文）：

介護保険の重要な支え手であるホームヘルパー（資格名としてはホームヘルパーを含めてさまざまなあるが、ここでは介護職の職名としてホームヘルパーの名称を使用する）の実態を調査し、非正規・不定期的な「女性の仕事」とされているホームヘルパーが、働きやすい仕事となるような条件を探ることを目的として研究に着手した。

調査の結果、ホームヘルパーとして働く女性たちは、他職種からの転職・中途採用であっても正規雇用・管理的職階に付くことのできる「非伝統的職種」であるホームヘルパーに強い魅力を感じていること、しかし一方で、介護保険制度によって規定されざるを得ないホームヘルパーの労働条件の悪さに不満を持っていることが明らかになった。

今後の研究課題として、介護保険制度の検討が必要であること、そのための提言を行う必要があることが明らかとなった。

研究成果の概要（英文）：

Through the social research of care workers, who are important supporters of elderly care insurance, the research is initiated with the objectives of finding the friendly work environment for care workers who are typically regarded as irregular and/or part-time "Women's Job".

The results reveal that these care workers consider the job to be significantly attractive to them since it is regarded as a non-traditional in classification and therefore even changing to it from different classified jobs as a job-changers or with different background, there would be opportunities to become a regular employee or even manager, while being unsatisfied with the severe working conditions.

For the next issue of our research, discuss of elderly care insurance itself is necessary.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2007年度	800,000	240,000	1,040,000
2008年度	1,200,000	360,000	1,560,000
2009年度	900,000	270,000	1,170,000
年度			
年度			
総計	2,900,000	870,000	3,770,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：社会学・社会福祉学

キーワード：社会福祉関係、ジェンダー、ケア、労働、ホームヘルパー

1. 研究開始当初の背景

研究開始当時は、介護保険実施後6年が過ぎ、制度の利用者が増加しつつあった。しかしその介護保険の重要な支え手であるホームヘルパー（資格名としてはさまざまあるが、本研究では職名としてホームヘルパーを使用する）の労働条件は整備されていないままである。ホームヘルパーの多くは、中高年の子育て後の女性が、非正規・不規則な労働として従事している。つまりホームヘルパーとは、「ジェンダー規範」により「女性の仕事」とされている。その実態を調査し、ホームヘルパーにとって働きやすい労働現場を実現することは、社会福祉の緊急の課題の一つとされていた。

なお、研究に着手した2007年の6月にはコムスン事件が起これ、介護労働の労働条件の悪さは世間に広く周知されることとなり、介護労働者の労働条件を改善することは社会的な関心事となった。本研究のテーマは、より緊急な課題となり、社会的な関心と呼ぶに至ったという経過があった。

2. 研究の目的

(1) 介護保険実施の重要な担い手であるホームヘルパーの実態を明らかにすること、就業環境と条件だけではなく、ホームヘルパーの中心となる労働力を構成している中高年の女性ホームヘルパーが抱える広範な生活問題を含む実態を明らかにすること、それによりホームヘルパーという仕事を、働きやすい価値ある仕事に変える可能性を検討することが本研究の目的である。女性ホームヘルパーの生活問題を含む広範な実態とは、家庭役割と労働、子育て後の再就職問題、前職との関わり、働きがいの問題等、ジェンダーから派生する諸問題である。ホームヘルパーとして働くことが「女性としてのライフコー

ス」にどのように位置づけられているのかを明らかにすることである。

(2) また最終的な研究目的として、介護保険が利用者にとってより有効な制度となるように改革するための提言をすることである。具体的には、①ホームヘルパーを含む介護サービス事業のあり方について、介護労働者と利用者双方の視点から検討すること、②介護労働を規定する介護保険の介護報酬制度を検討すること、を目的としてあげることができる。

3. 研究の方法

(1) 多様な施設・機関で働くホームヘルパーを対象とした聞き取り調査を行った。調査を行った期間・施設は、民間の介護サービス会社、NPOによる介護サービス提供機関、各種生協等の公的性格を持つ機関・各種高齢者福祉施設であり、総数にして約120名の女性ホームヘルパーに聞き取り調査を行った。

(2) 特徴的なホームヘルプ活動を行っている自治体を選択して調査を行った。本研究では長野県栄村を選び、ホームヘルパーを対象とした聞き取り調査、行政担当者・村長への聞き取り調査を行った。

(3) 働きやすい（と想定できる）施設・機関を選択して、そこで働くホームヘルパーに聞き取り調査を行い、働きやすい条件についての実態を調査した（2箇所の高齢者入居施設・1箇所の機関(社会福祉協議会)で聞き取り調査を行った）。

(4) それらの調査結果を比較検討して、女性ホームヘルパーの抱える困難について、また働きやすく、長く働ける条件について検討

を加えた。介護保険の制度上の問題点、介護サービス事業所における影響についても検討を加えた。

4. 研究成果

聞き取り調査から、以下のことが明らかになった。

(1) ホームヘルパーとして働く人の多数は、国家資格である介護福祉士ではなく、またヘルパー資格のなかでも取得が比較的難しいヘルパー1級でもなく、「ヘルパー2級」という、取得することが容易な資格を持つ「主婦」である。つまり介護保険を支える介護労働の主力は、「ヘルパー2級」の「主婦」である。

(2) そのホームヘルパーの雇用形態は、約半数が「正規」と予想外に正規が多い。つまりホームヘルパーとは、従来の「伝統的な職種」と異なり、他職種からの転職であっても、中途採用であっても、正規雇用されて管理的職階に付くことのできる希有な職種であり、従来の女性の働き方には見られなかった職種である。それゆえに、子育て後に再就職を希望する女性等にとっては、魅力的な、やりがいのある仕事となっている。

(3) しかし、ホームヘルパーにとっての「正規」とは、従来の「正規雇用」を拡大した、多様な雇用形態を含有した新しい概念であることが明らかとなった。一定の労働時間と社会保険の有無を正規雇用の条件とするならば、ボーナスがない（あるいは少ない）正規、有期限の契約による正規、という雇用形態が存在すし、さらに雇用形態の多様化は進みつつある。

(4) 一方で、介護保険制度下における介護報酬の規定により、ホームヘルパーの労働条件はきわめて厳しい。多くのホームヘルパーは、それに不満を持っていて、ホームヘルパーが短期で、転職の多い仕事である最大の原因となっている。特に、パートや非正規ではなく、責任を持って仕事を任されている正規のホームヘルパーほど、労働と雇用条件が合わないと感じている。ホームヘルパーが働く現場はいろいろであるが、なかでも小規模の民間の介護サービス事業所で働くホームヘルパーの労働条件が、他の事業形態と比べて厳しいことが明らかとなった。

(5) 小規模な自治体にとっては、介護保険の運営はきわめて困難である。民間企業の参入による「介護の市場化」が展開されにくいからであり、民間に期待をしない自治体独自のサービスを展開せざるを得ない。近隣の助け合い精神に基づいた「女性のボランティア

」な介護活動」が期待されざるを得ない状況がある。

またそれらの結果分析から、以下のことが次の研究課題として明らかとなった。

(1) 介護保険の制度の問題点を明らかにして検討を加えること。特にホームヘルパーに代表される介護労働やそのとりまとめを行う介護サービス事業所の運営を左右する介護報酬のあり方を検討することが必要であること。

(2) 介護労働を規定する「ジェンダー規範」に代表される「女性の仕事」のあり方に検討を加えること。例えば、他の「女性の仕事」（例えば、スーパーマーケットのパート社員等）との比較検討を行うことも必要であること。

(3) インドネシア・フィリピン両国との経済協定による、「外国人介護福祉士の導入」が度々取り上げられているが、外国人による介護労働の実態を調査する必要も生じている。現状ではインドネシア・フィリピン両国の介護福祉士は誕生していないが、「研修生」として介護労働に従事しているものがあるし、また介護労働に従事している日系ブラジル人が多いという報告もある。これらの実情を調査することも緊急の課題である。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計4件)

① 杉本貴代栄「高齢社会が抱えるジェンダー課題」『We learn』VOL. 683(平成22年2月号)財団法人日本女性学習財団(P4-7)(査読なし)

② 杉本貴代栄「誰もが望む介護：男女・公私の協業を」『コーヒー入れて』(三鷹市広報誌)(P6-7)2009年 Vol.48(査読なし)

③ 杉本貴代栄「ホームヘルパーが抱えるジェンダー課題(2)：長野県栄村の「げたばきヘルパー」調査報告」『金城学院大学人文・社会科学研究所紀要』第12号(P33-40)2008年7月(査読なし)

④ 杉本貴代栄「ホームヘルパーが抱えるジェンダー課題(1)：ホームヘルパーへの聞き取り調査の結果から」『金城学院大学人文・社会科学研究所紀要』第11号(P51-66)2007年7月(査読なし)

〔学会発表〕(計2件)

①杉本貴代栄「ホームヘルパーが抱えるジェンダー課題（2）：長野県栄村の『げたばきヘルパー』調査報告」「金城学院大学人文・社会科学研究所研究会」2009年1月15日、金城学院大学

②杉本貴代栄「ホームヘルパーが抱えるジェンダー課題（1）：ホームヘルパーへの聴き取り調査の結果から」「金城学院大学人文・社会科学研究所研究会」2008年1月9日、金城学院大学

〔図書〕（計1件）

①杉本貴代栄『女性が福祉社会で生きるということ』（単著）（P1-202）、勁草書房、2008年5月（関連論文掲載：P72-88, P193-198）

6. 研究組織

(1) 研究代表者

杉本 貴代栄 (SUGIMOTO KIYOE)
金城学院大学・現代文化学部・教授
研究者番号：20206428

(2) 研究分担者

大塚 陽子 (OTSUKA YOKO)
立命館大学・政策科学部・准教授
研究者番号：30368021

(3) 研究協力者

山口 佐和子 (YAMAGUCHI SAWAKO)
金城学院大学・中京大学・非常勤講師

乙部 由子 (OTOBE YUKO)
金城学院大学・愛知県立大学・金城学院大学非常勤講師

伊里タミ子 (IRI TAMIKO)
瀬戸市男女共同参画推進委員会委員、瀬戸市地域包括支援センター運営協議会委員